

事務連絡
令和5年4月7日

大臣官房各課・各局庁庶務課
各地方農政局企画調整室
北海道農政事務所企画調整室 御中

大臣官房地方課災害総合対策室

業種別ガイドラインの見直し等により合理化した
感染対策の現場への浸透について

業種別ガイドラインにつきましては、これまでも感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、各業界において、有識者や関係省庁の助言等を踏まえ、業界ごとに適切な感染防止策を自主的に取りまとめ、適宜見直されてきているところです。

また、内閣官房コロナ室より、平時への移行プロセスとして、感染対策をより効果的・効率的なものへと見直していくとともに、各業種別ガイドラインが、感染拡大防止と社会経済活動の両立の観点から合理的な内容となるよう、必要な見直しが時機を得て行われるよう、最新情報（専門家の提言、政府事務連絡、業種別ガイドラインの改訂事例等）を踏まえた「見直しのためのポイント」を、随時更新・情報提供してきており、ほぼすべての業種別ガイドラインにおいて、感染対策の合理化を図っていただいているところです。

<合理化した感染対策の例>

- 共用部の消毒：設備や物品等につき、業態を踏まえた適度の消毒を求める。
具体例：共用するペンを都度消毒する必要はない（消毒済み・使用後等で分ける必要はない）。
- ビュッフェスタイルでの飲食物提供時、取り分け用のトング等を共有する場合、利用者は使用前に手指消毒を行う（使い捨て手袋の着用は求めない）。
- トイレでのハンドドライヤーは使用可能。
- 利用者等の入場時等の連絡先把握は不要。
- 座席等で1席空けるなどの対応は不要。

業種別ガイドラインにおいて合理化された対策については、各業界団体において各事業者あて周知いただいているところですが、

- 2022年1月27日の厚生科学審議会感染症部会においても、「今では過剰とも言える感染対策はできる限り早期に見直しつつ、新型コロナウイルスの特性を踏まえて有効な方法については引き続き丁寧に情報発信すべき」とされていること。
- 現場において、感染対策として、施設等の利用者の連絡先記入を求める、ハンドドライヤーを使用不可としている、ビュッフェでの使い捨て手袋の着用を求めるなど、対策の合理化が図られていない事例も散見されること。

を踏まえ、業種別ガイドラインにおいて合理化した内容につき、改めて各事業者において確認いただき、現場での感染対策等に反映頂けるよう、所管の独立行政法人、関係団体等に対して、周知してまいりますようお願いいたします。

以上

【添付資料】

- 業種別ガイドラインの見直しのポイント（第7版）
（令和5年4月3日）

【問合せ先】

農林水産省大臣官房地方課災害総合対策室

担当：川島、松下、柏木

TEL：03-6744-1856（直通）